

柳川市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年11月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

令和5年度(10月期)定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

総務部(人事秘書課、総務課、企画課、DX推進課、財政課)、会計課
選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和5年10月1日から令和5年10月30日まで

4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

(1) 監査対象期間

令和5年4月1日から令和5年8月31日まで(令和5年度分)

令和4年9月1日から令和5年5月31日まで(令和4年度分)

(2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、また不明な点については必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

7 監査を実施した監査委員名

中村 秀 樹（識見監査委員）

浦川 和 久（議選監査委員）

第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--------|
| 地方自治法 | 法 |
| 地方自治法施行令 | 施行令 |
| 柳川市財務規則 | 財務規則 |
| 柳川市契約事務規則 | 契約事務規則 |
| 柳川市事務決裁規程 | 事務決裁規程 |
| 物品購入・印刷製本伺兼依頼書 | 伺兼依頼書 |
| 契約締結（物品購入・印刷製本）伺書 | 契約締結伺書 |

≪総務部≫

(人事秘書課)

【指摘事項】

(支出事務)

ア 令和4年11月27日の福岡市への旅行は、旅行命令を受けていない。

イ ストレスチェック分産業医報酬を支出しているが、条例に報酬支給に関する規定がない。

(契約事務)

ア 人事評価システム保守業務委託契約書において、別紙仕様書に関する内容が見積依頼時の仕様書の内容と相違している。

【注意事項】

ア アルコールチェッカー購入に係る契約締結伺書に添付された見積状況調書に日付の誤りがある。

(総務課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア まちづくり協議会の実績報告書について、柳川市校区まちづくり協議会補助金交付要綱に規定された期日までに提出されていないものがある。
- イ 市民協働のまちづくり事業について、事業実施後に交付決定している。事業内容変更の際し、変更後の事業計画等が添付されていない。
- ウ 行政区活動助成金について、下記のものがある。
- ・実績報告の対象経費に他の補助金対象経費を計上している。
 - ・実績報告で、助成対象期間外の経費を計上している。
- エ 防犯灯設置補助金について、設置承認申請より前に設置したものに對し補助金を交付している。

(契約事務)

- ア 地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「dボタン広報誌」利用契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。(前年度指摘事項)
- イ 柳川駅前駐輪場整理業務委託契約について、見積状況調書が作成されていない。
- ウ 防災行政無線親局設備（無停電電源装置）修繕について、検査日以降に検査員を任命している。また、検査員任命伺に決裁日及び施行日の記入がない。

【注意事項】

- ア 防災行政無線システム屋外支局設備改修工事の着工届について、着工日が誤記されたものを受領している。
- イ 柳川地区交通安全対策施設整備工事について、下記のものがある。
- ・使用材料承認の担当者意見（承認及び不承認）欄に記入がない。
 - ・下請負承認願に對し、下請負承認伺及び下請負承認・不承認通知書を作成していない。
- ウ ナンバー8221の公用車運転日誌について、令和4年12月7日から同月13日まで課長印の押印がない。また、使用の記入がない行に、課長の押印がされている。

エ 起案文書等に決裁日や施行日の記入がないものがある。

オ 物品購入に係る事務について下記のものがある。

- ・見積書日付の記入がない。
- ・発注日の記入がない。
- ・納品期限の記入がない。

カ 交通安全指導員業務委託実施報告書について、柳川市文書管理規程に基づく文書の供覧が一部の職員のみとなっているものがある。

キ 防犯灯設置補助金について、下記のものがある。

- ・承認申請内容の一部に記入がない。
- ・設置位置図、写真の添付がない。
- ・委任状に日付、領収書に但し書きの記載がない。
- ・補助金交付決定通知書の日付が、起案日や決裁日より前になっている。

(企画課)

【指摘事項】

(支出事務)

- ア 令和4年11月15日の大牟田市への旅行は、旅行命令を受けていない。
- イ 令和4年度地方バス運行維持費補助金の交付決定において、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。
- ウ 令和5年度柳川市移住パンフレット作成業務委託契約に係る委託料について、支出負担行為書が起票されていない。

(契約事務)

- ア 令和5年度柳川市移住パンフレット作成業務委託契約について、予定価格の設定が行われていない。

【注意事項】

- ア KBC「ふるさとWish」柳川市魅力発信業務委託について、施行令第167条の2第1項第7号該当として随意契約しているが、根拠としている適用号数が合致していない。
- イ 柳川市市民アンケート調査業務委託の一般競争入札公告において、契約事務規則第6条第1項に規定された事項の一部が記載されていない。
- ウ 現金領収書の受領を希望しない者に対する領収書を破棄している。

(DX推進課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 下記の契約について、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

- ・ 行政手続オンライン申請管理システム導入業務委託
- ・ 令和 5 年度端末機器等リース

【注意事項】

特になし。

(財政課)

【指摘事項】

(契約事務)

ア 柳川庁舎中央監視装置保守点検業務委託契約について、契約書に自動更新条項が規定されている。

(財産管理)

ア 普通財産の土地について、借受人が社会福祉法人で、借受けの目的が社会福祉施設用地で貸し付けている契約が複数あるが、貸付料が有償の場合と無償の場合がある。

イ 普通財産の土地及び建物について、柳川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 号を根拠として営農組合に無償で貸し付けている契約があるが、貸付の相手方及び目的が同規定と合致していない。

ウ 普通財産の貸付料について、貸付期間が1月を超えて1月に満たない場合において、財務規則第 128 条第 3 項の規定に基づいて算出されていない。

【注意事項】

ア 財務会計システムインボイス対応業務委託契約について、見積依頼起案文書の決裁日より前に見積依頼しており、徴取された見積書に日付の記入がない。

イ 市民会館解体工事管理業務委託契約について、見積状況調書の見積徴取年月日が誤っている。

ウ ABC粉末消火器購入契約について、請書に記載された「5仕様書等(別紙)」の添付がない。

エ ファイル等の物品購入について、見積書の日付が伺兼依頼書の決裁日より前になっている。また、予定価格は3万円を超えているが、契約締結何書が作成されていない。

オ マイクロバスの使用について、運行管理要綱第 5 条第 1 項に該当するとして使用許可しているが、根拠としている規定に合致していないものがある。

《会計課》

【指摘事項】

(契約事務)

ア OCR処理業務委託の単価契約締結に係る起案文書について、随意契約の理由や根拠規定及び業者選定理由の記載がない。また、予定価格の設定についても事績が残されていない。

【注意事項】

特になし。

《選挙管理委員会》

【指摘事項】

(契約事務)

- ア 県議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置及び撤去契約に係る予定価格調書に予定価格設定権者の押印がない。
- イ 下記契約について、施行令第167条の2第1項第2号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。
- ・市議会議員選挙投票事務人材派遣業務委託契約
 - ・市議会議員選挙開票事務人材派遣業務委託契約

【注意事項】

- ア 参議院議員通常選挙委託金の増額交付分について、調定変更決議書ではなく調定決議書を作成している。
- イ 下記契約について徴取した見積書に押印がない。
- ・市議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置及び撤去契約
 - ・県議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置契約
 - ・県議会議員選挙柳川庁舎期日前投票所パーテーション設置及び撤去契約
- ウ 選挙公報作成及び発送業務委託契約について、見積依頼書に見積書の提出はFAXの場合、後日原本提出としてるが、原本を徴取していない。
- エ 下記契約について、見積依頼起案文書に予算額や設計金額の記載がない。
- ・柳川地区ポスター掲示場設置及び撤去業務委託契約
 - ・大和地区ポスター掲示場設置及び撤去業務委託契約
 - ・三橋地区ポスター掲示場設置及び撤去業務委託契約
 - ・選挙公報等配送及び封詰委託業務契約
 - ・市議会議員選挙投票事務人材派遣業務委託契約
 - ・市議会議員選挙開票事務人材派遣業務委託契約
- オ 投票所入場券印刷契約について、請書に納入期限の記載がない。
- カ 旅行命令書に帰着地は居住地としているが、理由が付されていない。

《公平委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

《固定資産評価審査委員会》

【指摘事項】

特にない。

【注意事項】

特にない。

【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、随意契約の根拠規定が明らかにされていないものや予定価格が設定されていないもの等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認されたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤り等の安易なミスが散見される。職員間で課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、事務の改善に向け積極的に取り組まれたい。